

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年 7 月 27 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1501008 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600094 号

第1 結論

1 請求者のA社における平成 18 年 6 月 30 日の標準賞与額を 23 万 9,000 円に訂正することが必要である。

平成 18 年 6 月 30 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 18 年 6 月 30 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間（請求期間①、②及び③）については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

2 請求者のB社における平成 18 年 12 月 22 日の標準賞与額を 26 万 2,000 円、平成 19 年 7 月 20 日の標準賞与額を 32 万 1,000 円に訂正することが必要である。

平成 18 年 12 月 22 日及び平成 19 年 7 月 20 日の標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 18 年 12 月 22 日及び平成 19 年 7 月 20 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成 15 年 7 月
② 平成 16 年 7 月
③ 平成 17 年 7 月
④ 平成 18 年 7 月
⑤ 平成 18 年 12 月
⑥ 平成 19 年 7 月

私は、C市にあったA社に事務員として勤務していたが、請求期間①から⑥までの期間に係る賞与が厚生年金保険の記録にない。現在、請求期間①から④までについてはA社、請求期間

⑤及び⑥についてはB社において厚生年金保険の被保険者記録があるとのことだが、いずれも賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間⑤について、D銀行E支店から提出された請求者のお取引明細表、F市役所から提出された請求者に係る平成19年度（平成18年分）所得照会文書（回答）及びB社の同僚が保管していた賞与明細書の写し（以下「B社に係る賞与関連資料」という。）から判断すると、請求者は、請求期間⑤に賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間⑤の標準賞与額については、上記のB社に係る賞与関連資料から、26万2,000円とすることが妥当である。

請求期間⑥について、上記のB社に係る賞与関連資料から判断すると、請求者は、請求期間⑥に賞与が支給され、標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

したがって、請求期間⑥の標準賞与額については、B社に係る賞与関連資料から、32万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の個人情報は残っていないため不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間④について、F市役所から提出された請求者に係る平成19年度（平成18年分）所得照会文書（回答）、上記1で推認した請求期間⑤に係る標準賞与額、A社の親会社であるB社の従業員が保管していた賞与明細書の写し及びA社の回答から判断すると、請求者は、請求期間④に賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

したがって、請求期間④の標準賞与額については、上記資料及びA社の回答から、23万9,000円とすることが妥当である。

また、賞与の支給日については、請求者は、賞与は現金支給であったと陳述しているところ、A社も、賞与は現金支給であったと回答している上、同社は、賞与の支給日を確認できる資料はないが、平成18年6月だと思うと回答していることから、当該月の月末とし、平成18年6

月 30 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、納付したと回答しているものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間①、②及び③について、F 市役所から提出された請求者に係る平成 16 年度分（平成 15 年分）から平成 18 年度分（平成 17 年分）までの所得照会文書（回答）で確認できる社会保険料控除額と、オンライン記録で確認できる請求者の平成 15 年 1 月から平成 17 年 12 月までの期間に係る標準報酬月額及び標準賞与額から推計した平成 15 年から平成 17 年までの各年の社会保険料額から判断すると、請求者の賞与から厚生年金保険料が控除されていたと認めることができない。

また、A 社は、請求者に対し請求期間①、②及び③に賞与を支給し、厚生年金保険料も控除したと思うと回答しているが、これらを確認できる資料はないと回答している。

このほか、請求者の請求期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1600004 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600093 号

第1 結論

請求者のA社における平成 16 年 12 月 15 日の標準賞与額を 21 万 9,000 円、平成 17 年 6 月 30 日の標準賞与額を 22 万 6,000 円、同年 12 月 16 日の標準賞与額を 21 万 6,000 円に訂正することが必要である。

平成 16 年 12 月 15 日、平成 17 年 6 月 30 日及び同年 12 月 16 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 16 年 12 月 15 日、平成 17 年 6 月 30 日及び同年 12 月 16 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 41 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 16 年 12 月

② 平成 17 年 6 月

③ 平成 17 年 12 月

私は、A社に勤務していたが、請求期間①から③までの賞与が厚生年金保険の記録にない。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、②及び③について、請求者が所持する平成 16 年 12 月、平成 17 年 6 月及び平成 17 年 12 月の賞与支給明細書により、請求者は、請求期間①、②及び③において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範

囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、賞与支給明細書から推認できる保険料控除額から、請求期間①の標準賞与額を 21 万 9,000 円、請求期間②の標準賞与額を 22 万 6,000 円、請求期間③の標準賞与額を 21 万 6,000 円とすることが妥当である。

請求期間①、②及び③の賞与支給日については、複数の従業員のオンライン記録から、請求期間①は平成 16 年 12 月 15 日、請求期間②は平成 17 年 6 月 30 日、請求期間③は同年 12 月 16 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からの回答はなく、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。